

# 契約の保証および前払金保証の電子化について

令和6年1月4日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始します。電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社もしくは損害保険会社に確認の上、手続きを行ってください。

## 電子化の対象となる保証証書等

契約の保証

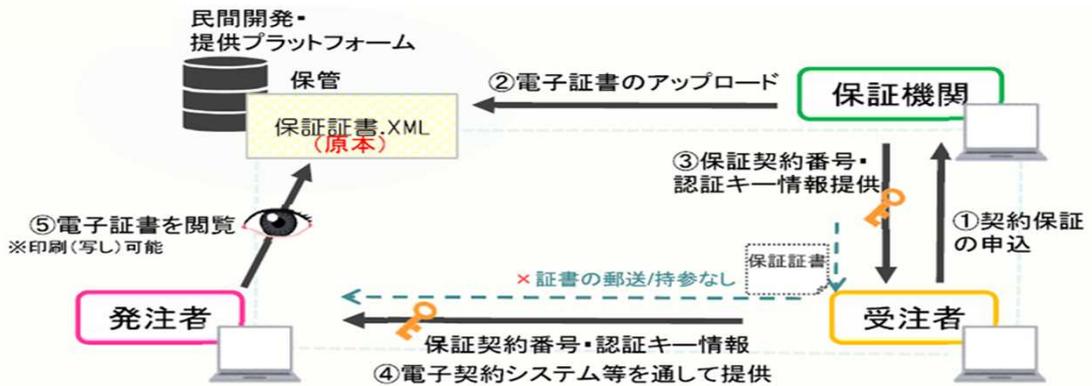
- ① 契約保証証書 (引受先：保証事業会社)
- ② 公共工事履行保証証券  
履行保証保険証券 (引受先：損害保険会社)

前払金保証  
(中間前払金含む)

- ③ 前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

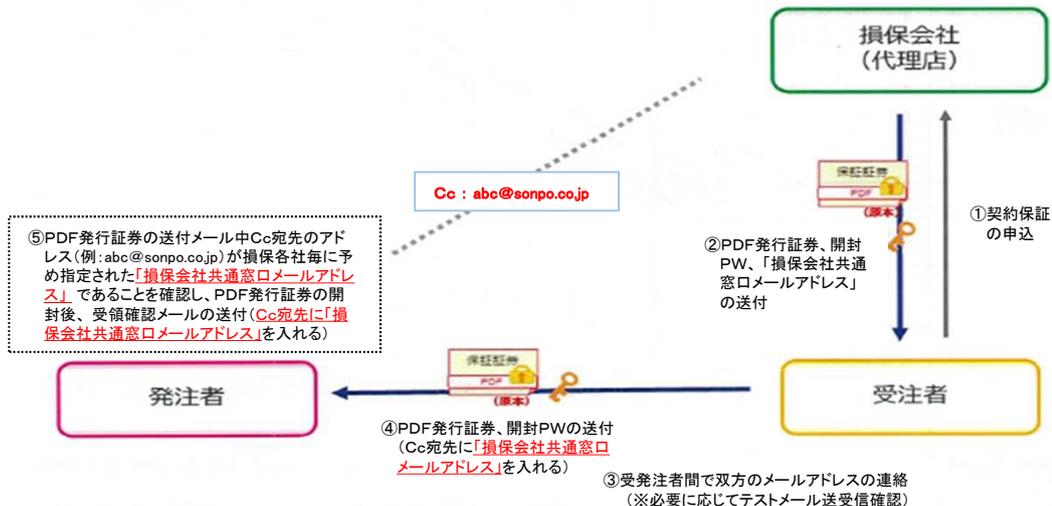
## 電子化による取扱いのイメージ

保証事業会社が引受先の場合



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより専用システム（D-Sure）にアクセスし、保証内容を確認します。

損害保険会社が引受先の場合



受注者は損保会社より発行された「電子保証証券（PDFファイル）」と「開封パスワード」を発注者に提出し、発注者は開封確認後、受領確認メールを発信します。（損保会社にもcc送信）  
（注意：損害保険会社ごとで取扱いが定められるため、上記例示とは異なるフローとなる場合があります。）